

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校・附属中学校

いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 24 日 策定

平成 29 年 4 月 1 日 附属中開校にあたって改訂

令和 5 年 3 月 31 日 改訂

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめ防止対策推進法第 2 条【定義】

「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。」

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする
- ・仲間はずれにされたり、無視されたりする
- ・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・友達にお金を無理やり取られたり、食べ物をおごらされたりする
- ・いやなことや恥ずかしいことをさせられたり、されたりする
- ・メールやネット上のサイトに悪口を書かれたりする
- ・SNS などで、相手が嫌がるようなことを書き込んだり、送ったりする 等

いじめ防止対策推進法第 1 条【目的】（概略）

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し全職員で組織的に取り組む。

2 いじめ防止対策委員会設置について

（1）組織の構成

委員長 校長

構成員 附属中学校より

校長代理、副校長、主幹教諭、教務主任、学年主任、生徒指導専任教諭、養護教諭、各担任
高等学校より

副校長、主幹教諭、教務主任、総務主任、年次主任、養護教諭、各担任、生活保健指導部主任
及び年次生活保健指導部

※必要に応じて、関係する教職員及び SC、SSW など心理や福祉等の外部の専門家に参加を求めるものとする。

(2) 委員会の運営

- 学校いじめ防止対策委員会は、原則として月 1 回の定例会を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに委員会を開催する。
- 校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

① 未然防止

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

○学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者等に周知する。

② 早期発見・事案対処

○いじめ等についての相談・通報窓口を設置する。

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に関する情報の収集と記録、その共有を行う。

○いじめ（「疑い」を含む）の情報が入った場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるかの否かの判断を行う。

○いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応の方針の決定と保護者等との連携といった対応を組織的に実施する。

③ 取り組みの検証

○学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

○学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画の計画的な実施を行う。

○学校いじめ基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

3 いじめ未然防止及び早期発見のための取り組み

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ① 「自分も他の人も大切にする心」を育てる。教職員は、生徒が将来的に必要な社会性を身に付けられるように、日常の基本ルールを教えるとともに、カウンセリングマインドをもって、生徒の身体的及び精神的な健康の支援を行う。
- ② お互いに相手の気持ちを思いやりながら、素直な自己表現ができ、より良いコミュニケーションができるような環境を作る。
- ③ 教職員は日頃の学校生活を通して生徒との信頼関係を築き、相談しやすい体制を作る。
- ④ 生徒・保護者等とともに年度当初に「いじめの定義理解」を確認する。
- ⑤ インターネット上のいじめについては、情報モラルの指導を徹底し、保護者会・保護者等の会等でも注意を促す。
- ⑥ いじめ未然防止のための教職員研修を実施する。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ① いじめの定義や対応について、年度当初に職員研修を行い、共通理解を図る。
- ② 集会やHR・学活、保護者会・保護者等の会、個人面談等で生徒や保護者等の協力・理解を得る。生徒・保護者・教職員から寄せられる情報をもとに、生徒情報を把握し、いじめの早期発見に努める。

- ③ 日常的に教育相談を行い、生徒の状況把握を的確に行う。また、各学期で全校での教育相談アンケート・教育相談を実施し、生徒の学校生活に関する心配事を聞く機会を作る。
- ④ いじめを見逃さない教職員の見守り体制を構築し、気づいた情報を共有できるようにする。

4 いじめに対する措置

- (1) 組織的な対応の徹底
 - ① いじめの疑いがあった段階で、特定の教員で抱え込みず、いじめ防止対策委員会に報告・相談する。
 - ② いじめ防止対策委員会を中心として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで組織的に取り組む。
 - ③ いじめ認知報告書に記載をし、教育委員会に報告をする(月に1度提出)
- (2) 被害生徒及び保護者等への支援、加害生徒及び保護者等への指導・支援
 - ① 被害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
 - ② 被害生徒の保護者等への対応・支援は保護者等の気持ちをしっかり受け止め、適切に取り組む。
 - ③ 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。加害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
 - ④ 加害生徒の保護者等への対応・支援は加害生徒の背景にあるものを認識した上で、いじめは許されない行為であるという毅然とした態度で対応する。
- (3) 警察署等関係機関、専門機関との連携
 - ① 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害生徒の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。
 - ② 生徒の状況に応じて、教育委員会や各種の相談機関、専門機関と連携して対応する。
- (4) 再発防止・継続支援
 - ① 被害生徒のケアを行う。
 - ② 加害生徒のケアを行う。
 - ③ 家庭や関係機関との連携を努める。
 - ④ 学校体制を見直す。

5 いじめの解消

- (1) いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当な期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
 - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことが認められること。本人・保護者等に面談等により確認する。
- (2) いじめが解消に至るよう、学校は見守りや定期的な面談等により、被害生徒・保護者等のケア及び支援、加害生徒・保護者等への指導・支援を行う。
- (3) いじめ認知報告書による解消と記載し、教育委員会に報告をする。

6 いじめ未然防止・早期発見のための研修

- (1) すべての教職員がいじめについて共通認識をもつために、次の研修を実施する。
- ① 年度当初に生徒理解研修を実施する。
 - ② いじめ未然防止・対策に向けた校内研修を実施する（学校いじめ防止基本方針の確認）。
 - ③ 毎月の職員会議での研修を実施する。
 - ④ 必要に応じてスクールカウンセラーの研修を実施する。
 - ⑤ YP アセスメントの結果、AiGrow の結果に基づく生徒理解研修を実施する。

7 学校運営協議会等の活用

必要に応じていじめ問題などを保護者・地域の方々と共有をして、理解と協力を得ながら連携を図る。

8 いじめ未然防止のための取り組みの年間計画（予定）

月	内容（中学）	内容（高校）
4月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止対策委員会発足（活動方針・計画等の確認）・前年度の引継ぎの確認・生徒集会での指導・アンケートの結果をもとに教育相談の実施・職員研修の実施（「いじめ」の定義理解）・SOS の出し方（生徒向け研修）・相談窓口の情報提供、校内掲示・中高いじめ防止対策委員会の実施 <p>※以後、毎月実施</p> <ul style="list-style-type: none">・生活保健指導部で報告、情報交換 ※以後毎月実施・附属中打ち合わせ・附属中学年会・職員会議で報告、情報交換 ※以後毎月実施	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止対策委員会発足（活動方針・計画等の確認）・前年度の引継ぎの確認・生徒集会での指導・教育相談の実施・職員研修の実施（「いじめ」の定義理解）・SOS の出し方（生徒向け研修）・相談窓口の情報提供、校内掲示・中高いじめ防止対策委員会の実施 <p>※以後、毎月実施</p> <ul style="list-style-type: none">・生活保健指導部で報告、情報交換 ※以後毎月実施・高校年次会・職員会議で報告、情報交換 ※以後毎月実施
5月	<ul style="list-style-type: none">・「いじめ早期発見のための生活アンケート」の実施（記名式）・アンケートを受けての教育相談の実施・ネットマナーについて（生徒向け研修）	<ul style="list-style-type: none">・「いじめ早期発見のための生活アンケート」の実施（記名式）・アンケートを受けての教育相談の実施・YP アセスメントの実施
6月	<ul style="list-style-type: none">・YPアセスメントの実施・AiGrow アンケートの実施・職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none">・生徒向け講演会・職員研修の実施・YP アセスメントの分析会の実施
7月	<ul style="list-style-type: none">・三者面談の実施・YP アセスメントの分析会の実施・AiGrow アセスメントの実施・職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none">・教育相談の実施・AiGrow の実施・AiGrow アセスメントの実施・三者面談の実施・職員研修の実施
9月	<ul style="list-style-type: none">・アンケートの結果をもとに教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none">・教育相談の実施・YP アセスメントの実施
10月	<ul style="list-style-type: none">・YP アセスメントの実施	<ul style="list-style-type: none">・YP アセスメント分析会の実施

11月	・職員研修実施 ・学校評価アンケートの実施	・職員研修実施 ・学校評価アンケートの実施
12月	・「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施（無記名式） ・アンケートを受けての教育相談 ・三者面談の実施 ・YP アセスメントの分析会の実施	・横浜市の「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施（無記名式） ・アンケートを受けての教育相談
1月	・アンケートの結果をもとに教育相談の実施	・教育相談の実施
2月	・AiGrow アンケートの実施	
3月	・今年度の振り返り、次年度への引継ぎ準備 ・AiGrow アセスメントの実施 ・高校に進学する生徒の確実な申し送り	・今年度の振り返り、次年度への引継ぎ準備 ・附属中から進学する生徒の情報共有

※YPアセスメント：よりよい学校生活と友達づくりのための生徒向けアンケート

※AiGrow：生徒一人ひとりの資質や能力を測定し、集団活動における指導に役立てるアンケート

9 重大事態

(1) 重大事態とは

① いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」

○生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

② いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号の「相当の期間」

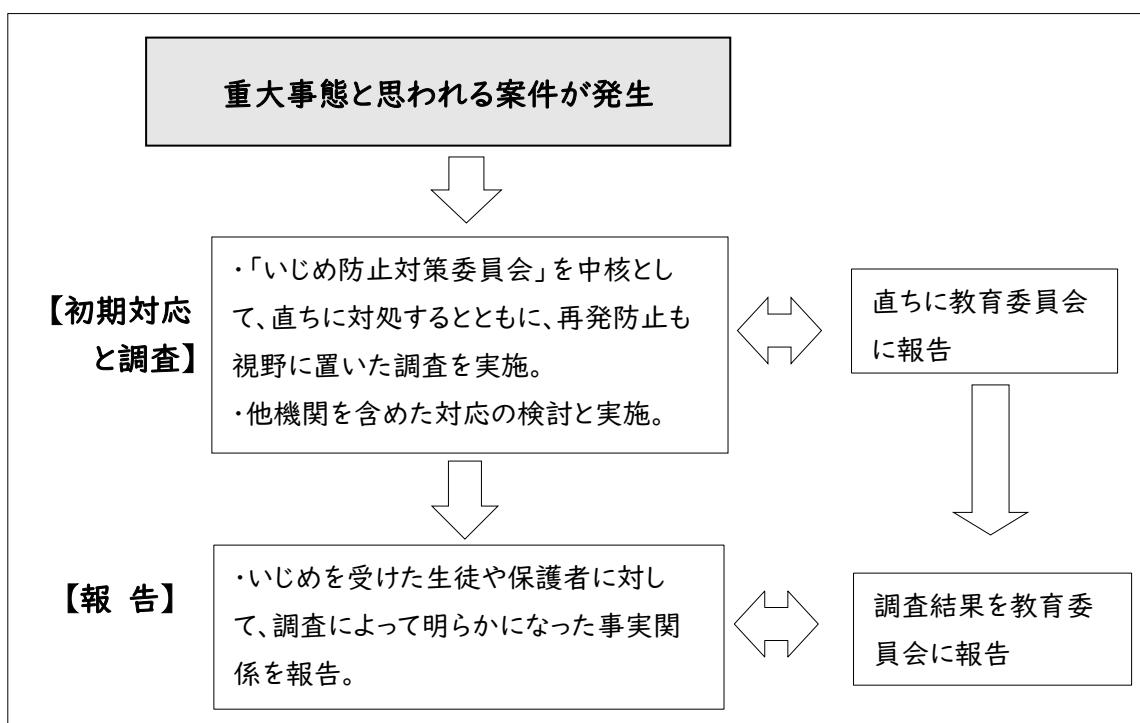
国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースを十分把握する必要がある。

生徒や保護者等から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査をする。

(2) 重大事態への対処

① 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

② いじめを受けた生徒や保護者等に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。



10 その他

学校がより実効性の高い取組を実施するために、学校いじめ対策防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要があると認められる場合には、学校基本方針を改訂し改めて公表する。